

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
1	建設総務課	下呂市景観条例に関する事務	下呂市景観計画に適合した景観形成を図るため。	下呂市景観条例第14条の規定による届出をしようとする者	■	□	■	□	□
2	建設総務課	空家等対策協議会に関する事務	空家等対策計画の作成および変更並びに実施に関する協議を行うため。	空家等対策協議会委員	■	□	■	□	□
3	建設総務課	建築基準法第42条に基づく道路種別判定事務	幅員4m未満の道路について建築基準法第42条第2項に該当するか判定するため。	調査対象道路沿いの建物所有者および土地所有者	■	□	□	□	□
4	建設総務課	建築確認申請等進達事務	関係法令に適合しているか確認するため。	建築確認等申請者	■	□	□	□	□
5	建設総務課	下呂市屋外広告物条例に基づく許可事務	屋外広告物の設置・掲出について、安全かつ良好な景観づくりへの誘導を図るため。	下呂市屋外広告物条例第6.7条の規定により申請した者並びに屋外広告物管理者	■	□	■	□	□
6	建設総務課	景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事務	景観上重要な建造物・樹木の保存ならびに市民の景観意識向上のため。	対象建造物、樹木の所有者等	■	□	□	□	□
7	建設総務課	建築物アスベスト対策事業費補助金に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助対象者及び同事業に携わる有資格者	■	□	■	■	□
8	建設総務課	下呂市景観アドバイザーに関する事務	良好な景観の形成を推進するため、市民活動、建築物等のデザイン・色彩、植生等について専門的な助言等の支援を行うため。	下呂市景観アドバイザー	■	□	■	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
9	建設総務課	下呂市景観審議会	市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、または審議するため。	下呂市景観審議会委員	■	□	■	□	□
10	建設総務課	建築物耐震診断補助事業に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助対象者及び同事業に携わる有資格者	■	□	■	■	□
11	建設総務課	景観条例に基づく表彰業務	良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物、広告物、その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰するため。	対象建築物・広告物・その他の物件の所有者、設計者、施行者等	■	□	■	□	□
12	建設総務課	都市計画区域・都市計画区域外証明書発行事務	建築基準法に定められた、都市計画区域（用途地域、建築基準法第42条接道種別等）、都市計画区域外（建築基準法第6条第1項第4号区域/都計外）等の証明を行うため。	申請者	■	□	□	□	□
13	建設総務課	建築物耐震診断補助事業（要安全確認計画記載建築物耐震診断）	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助対象者及び同事業に携わる有資格者	■	□	■	■	□
14	建設総務課	住宅耐震改修工事補助事業に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助対象者及び同事業に携わる有資格者	■	□	■	■	□
15	建設総務課	空家対策に関する事務	空家対策のため。	市内に存在する空家の所有者等	■	■	□	■	□
16	建設総務課	美しい景観づくり事業補助金に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助対象者	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
17	建設総務課	特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却補助に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助対象者及び同事業に携わる有資格者	■	□	■	■	□
18	建設総務課	特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定事業補助に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助対象者及び同事業に携わる有資格者	■	□	■	■	□
19	建設総務課	下呂市木造住宅耐震リフォーム補助事業	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助金対象者及び同世帯員	■	■	□	■	□
20	建設総務課	木造住宅耐震診断事業	木造住宅無料耐震診断を実施するため。	耐震診断住宅所有者及び申請者	■	■	□	■	□
21	建設総務課	都市公園の使用・占用行為に伴う使用料等の減免事務	有料の公園施設の使用料及び都市公園の占用行為に伴う使用料の減免申請審査業務のため。	減免申請者	■	□	■	□	□
22	建設総務課	都市公園の使用・占用行為に伴う使用料等の徴収業務	有料の公園施設の使用料及び都市公園の占用行為に伴う使用料等の徴収のため。	有料の公園施設使用者、許可を受け占用した者、許可を受け行為を行った者	■	□	■	□	□
23	建設総務課	下呂市新耐震基準木造住宅耐震診断事業に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助金交付申請者、建築物所有者および同事業担当建築士	■	□	■	■	□
24	建設総務課	下呂市都市計画審議会	市長の諮問に応じ、本市の都市計画に関する事項を調査審議するため。	下呂市都市計画審議委員	■	□	■	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
25	建設総務課	都市計画施設の区域内における建築物の許可	都市計画施設内における建築物の建築許可の審査のため。	許可申請者	■	□	□	□	□
26	建設総務課	都市公園占用許可事務	都市公園の健全で適正な使用を図るため。	占用申請者	■	□	■	□	□
27	建設総務課	都市公園行為許可事務	都市公園における目的外使用行為の許可審査のため。	行為許可申請者	■	□	■	□	□
28	建設総務課	木造住宅除却工事補助事業	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助金交付申請者、建築物所有者	■	□	■	■	□
29	建設総務課	木造住宅耐震シェルター等設置補助事業に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助金申請者及び受益者（耐震ベッドの場合）	■	■	□	■	□
30	建設総務課	下呂市ブロック塀等撤去費補助事業	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）。	補助金交付申請者	■	□	■	■	□
31	建設総務課	官民地境界査定事務	市道、普通河川、法定外公共物とこれに隣接する土地の境界を確定し、書面をもって明らかにし、もって公共の福祉の増進に寄与するため。	下呂市が所有する公共用地に隣接する土地を所有する申請者	■	■	□	□	□
32	建設総務課	公共土木施設用地取得事務	公共の利益の増進と私的財産との調整を図り国土の適正且つ合理的な利用に寄与するため。	事業用地対象者	■	■	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
33	建設総務課	土地開発協議事務	下呂市における土地開発の施行に関し、必要な手続きを定め事業者 に適切な指導を行うことにより市域の秩序ある整備を図るとともに 災害を防止し、もって良好な生活環境の確保に寄与するため。	開発事業者、工事施行 者、設計者、管理責任 者、当該地区長や開発予 定地隣接土地所有者等の	■	□	□	□	□
34	建設総務課	国土利用計画法に基づく土 地売買等届出書審査事務及 び無届取引等処理事務	土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置 を講ずる事により総合的且つ計画的な国土の利用を図るため。	法定面積以上の土地売買契 約を行い土地の権利を取得 した私人	■	□	■	□	□
35	建設総務課	道路及び法定外公共物の占 用・通行制限申請許可事務	市の所有する道路、法定外公共物の管理、利用に関し必要な事項を 定めることにより当該施設の保全を図り、もって公共の福祉の増進 に寄与するため。	道路及び法定外公共物占 用申請者、通行制限申請 担当者	■	□	■	□	□
36	建設総務課	地籍調査事務	毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界 並び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する ため。	地籍調査区域及び区域に 隣接する土地の所有者	■	■	□	■	□
37	建設総務課	下呂市緊急経済対策住宅等 リフォーム補助事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済活動が低迷している 市内の住宅関連産業への緊急経済対策として補助金を交付する。	申請者、施工業者	■	■	□	■	□
38	建設総務課	下呂市道路沿いの民有地の 樹木伐採事業に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）	補助金交付申請者	■	□	□	■	□
39	建設総務課	下呂市不良空家等除却支援 事業に関する事務	補助金交付手続きのため（補助金交付審査）	補助金交付申請者	■	□	□	■	□
40	建設総務課	未登記市道に関する事務	個人名義のまま市に登記が移されていない未登記用地を解消する。	土地所有者	■	■	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
41	建設総務課	法定外公共物の用途廃止事務	個人からの申請により法定外公共物の払下げ、交換を行う。	土地所有者	■	■	□	■	□
42	建設課	公共土木施設施行管理事務	公共土木施設の整備工事、維持修繕、管理委託業務等を実施、公共の福祉の増進に寄与するため。	当該工事等を円滑に実施するのに係る土地所有者	■	■	□	□	□
43					□	□	□	□	□
44					□	□	□	□	□
45					□	□	□	□	□
46					□	□	□	□	□
47					□	□	□	□	□
48					□	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。